

制定広運公示第14号
制定鳥運公示第9号
制定島運公示第12号
制定岡運公示第13号
制定山運公示第4号
改正広運公示第8号
改正鳥運公示第4号
改正島運公示第4号
改正岡運公示第6号
改正山運公示第6号

公 示

訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の 有償運送の許可基準

訪問介護事業所又は居宅介護事業所（以下「訪問介護事業所等」という。）の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。以下同じ。）との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員若しくは居宅介護従業者又は介護福祉士（以下「訪問介護員等」という。）が、その使用権原を有する自家用自動車を使用して要介護者等を輸送する有償運送に係る法第78条第3号の規定に基づく有償運送許可申請について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成18年9月29日

広島運輸支局長	田中明夫
鳥取運輸支局長	石井繁次
島根運輸支局長	板垣良典
岡山運輸支局長	西川雅己
山口運輸支局長	今井良幸

記

1. 許可基準

(1) 運送の対象

介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護（介護予防を含む。）サービス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送であること。

また、運送の発地又は着地のいずれかが契約する訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「契約事業者」という。）の営業区域内にあ

る運送であること。

(2) 訪問介護員等に関する要件

- ① 訪問介護員等は、下記のいずれかの基準により、十分な能力及び経験を有していると認められるものであること。
 - (イ) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第2種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
 - (ロ) 道路交通法に規定する第1種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けておらず、さらに、施行規則第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了し、又は修了する具体的な計画があること（施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む。）。
- ② 訪問介護員等が道路運送法第7条（欠格事由）各号のいずれにも該当しないものであること。
- ③ 訪問介護員等が本公示に基づく法第78条第3号許可の取消し処分を受け、当該取消しの日から2年を経過しているものであること。

(3) 契約事業者に関する要件

契約事業者の責任において、当該有償運送の許可を受けた自家用自動車（以下「契約自家用自動車」という。）について、次に掲げる輸送の安全の確保に係る措置が適切に行われるものであること。

- ① 運行管理を行う体制が整備されていること。
- ② 運行管理の指揮命令系統が明確であること。
- ③ 運行管理者の選任が適切であること。

契約事業者は、事業用自動車及び当該自家用自動車の合計数が5両以上の運行を管理する営業所ごとに、当該合計数を40で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任すること。
- ④ 事故防止についての教育及び指導体制が整備されていること。
- ⑤ 事故時の処理、連絡体制及び責任体制等が整備されていること。
- ⑥ 車両についての整備管理体制が整備されていること。
- ⑦ 苦情の処理体制が整備されていること。

(4) 契約自家用自動車に関する要件

- ① 契約自家用自動車は、乗車定員11人未満の自動車（軽自動車を含む。）であること。
- ② 契約自家用自動車は、訪問介護員等が使用権限を有すること。

(5) 損害賠償措置

契約自家用自動車について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又は加入する具体的な計画があること。

- (6) 契約自家用自動車には、下記による表示を行うこと。
外部から見やすいように契約自家用自動車の車体に道路運送法第78条許可に係る運送に用いる車両である旨の表示事項及び方法は次のとおりとする。
1. 契約事業者の氏名、名称又は記号
 2. 「有償運送車両」の文字
 3. 文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、自家用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。
- (7) 当該有償運送に係る対価については、利用者と契約事業者との間で運送契約が成立することから、契約事業者が認可を受けた運賃及び料金が適用されるものとする。
- (8) 契約自家用自動車内には、旅客から收受する運賃及び料金を掲示すること。
- (9) 契約事業者の営業所において運送の引受けを行うものであること。
- (10) (9) の運送の引受けに当たっては、あらかじめ旅客に対して、契約事業者と要介護者等との運送契約であること、運送責任は契約事業者が負うこと、及び自家用自動車による有償運送であることを告知するものであること。

2. 申請の方法

- (1) 許可申請手続は、契約事業者が別紙様式1の自家用自動車有償運送許可申請書を管轄の運輸支局長あて提出することにより、一括代理申請するものとする。
- (2) 自家用自動車有償運送許可申請書には、別紙様式1に記載する添付書類を添付させるとともに、有償運送許可申請者ごとの次の書類を添付させるものとする。
- ①法第7条各号の規定に該当しないことを示す書面（宣誓書）：別紙「様式6」
 - ②運転免許停止処分を受けていないこと等を示す書面（宣誓書）：別紙「様式6」

3. 許可に付す期限等

許可に当たっては、概ね2年間の期限を付すものとする。ただし、以下の(1)～(4)に該当することとなった場合の当該期限等については、それぞれに定めるところによるものとする。

- (1) 契約事業者が法第38条第1項の規定に基づきその事業の休止又は廃止の届出を行った場合
当該事由が発生した日
- (2) 契約事業者が法第40条の規定に基づきその事業の許可の取消処分を受けた場合
当該処分の日
- (3) 契約事業者が訪問介護事業所等の指定を取り消された場合
当該指定が取り消された日
- (4) 契約事業者が法第40条の規定に基づき事業の停止処分を受けた場合
当該処分期間中は、当該処分を受けた営業所において運行を管理する契約自家用

自動車に係る許可を無効とし、当該処分期間は、許可の期限に含まれるものとする。

4. 許可に付す条件

許可に当たっては、以下の条件を付すものとする。

- (1) 当該有償運送は、契約事業者の指示により行われるものであること。
- (2) 運賃及び料金、乗務員証並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に掲示又は備え置くこと。
- (3) 契約事業者との契約が無効となった場合には、当該許可書を返納すること。
- (4) (1) 又は (2) の条件に違反した事実が判明した場合には、許可を取り消すことがあること。

5. 契約自家用自動車数の報告

当該自家用自動車の数については、契約事業者が旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)に基づき毎年5月31日までに地方運輸局長等に報告する輸送実績報告書の事業概況欄(事業用自動車数を記載する欄)に、事業用自動車の数に加え、当該契約自家用自動車の数を括弧書きで記入させること。

附 則

1. この基準は、平成18年10月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
2. 既に241号通達Ⅲ.の規定に基づき、有償運送の許可を受けた訪問介護事業所の訪問介護員等については、本基準の有償運送の許可を受けたものとみなす。この場合においては、本基準1.(1)(2)(4)～(6)、(8)、3.及び4.の規定を適用するものとする。
3. 既に241号通達Ⅲ.の規定に基づき、許可を受けた有償運送に係る対価については、当該対価が変更されるまでの間は、本基準1.(7)の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
4. 契約事業者が運行管理者を選任する場合にあっては、本基準1.(3)③の規定の適用については、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令附則第11条第2項に定めるところによる。
5. 平成18年10月10日以降に旧基準に基づく申請様式による申請は、本基準での「別紙様式1」による申請と見なすものとする。

附 則 (平成24年10月23日)

1. この公示は、平成24年10月23日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

別紙「様式1」
平成 年 月 日

中国運輸局 ○○運輸支局長 殿

○○○他 名申請代理人
住 所
氏名又は名称
代表者名
担当者及び連絡先

自家用自動車有償運送許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送を行いたいので、道路運送法第78条第3号及び同施行規則第50条の規定により、関係書類を添えて申請致します。

記

- 氏名及び住所
別紙自家用自動車有償運送許可申請者名簿のとおり
- 運送需要者
申請代理人である訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者
- 運送しようとする人の数
1ヶ月約 ○○人
- 運送しようとする期日又は期間
許可の日から2年間
- 運送しようとする区域
運送需要者たる旅客自動車運送事業者（契約する旅客自動車運送事業者）の営業区域
- 有償運送を必要とする理由
申請代理人との契約により、介護支援専門員が作成する介護サービス計画又は市町村が行う介護給付費支給決定に基づき、訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行われる要介護者等の輸送を行うため。

○運輸○○○号

許 可 書

下記の条件を付し、上記申請のとおり許可する。

- 条件
- 当該有償運送は、契約事業者の指示により行われるものであること。
 - 運賃及び料金、乗務員証並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に掲示又は備え置くこと。
 - 契約事業者との契約が無効となった場合には、当該許可書を返納すること。
 - (1) 又は (2) の条件に違反した事実が判明した場合は、許可を取り消すことがある。

平成 年 月 日

中国運輸局○○運輸支局長 ○○ ○○

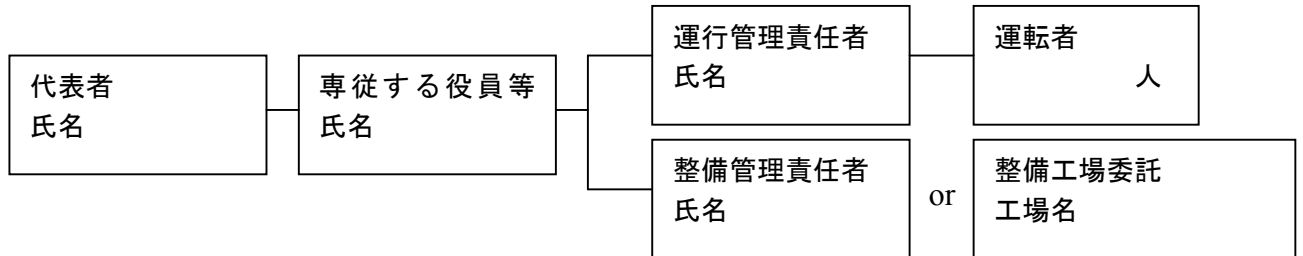
申請書の添付書類

- ① 自家用自動車有償運送許可申請者名簿（別紙「様式2」）
- ② 使用車両の明細を記載した書面（別紙「様式3」）
- ③ 旅客自動車運送事業者において定める自動車の運行管理等の体制を記載した書面（別紙「様式4」）
- ④ 旅客自動車運送事業者において運行管理者を選任する場合には、運行管理者資格者証（写）
- ⑤ 旅客自動車運送事業者に関する要件を満たしていることを証する書面（別紙「様式5」）
- ⑥ 申請者（訪問介護員等）に関する要件を満たしていることを証する書面（別紙「様式6」）
- ⑦ 訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者と訪問介護員等との間で定める自家用自動車有償運送に関する契約書（写）
- ⑧ 訪問介護員等資格者証（写）
- ⑨ 介護事業所の指定書（写）

自動車の運行管理等の体制

事業者名 _____

1. 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統



2. 点呼等が確実に実施できる体制

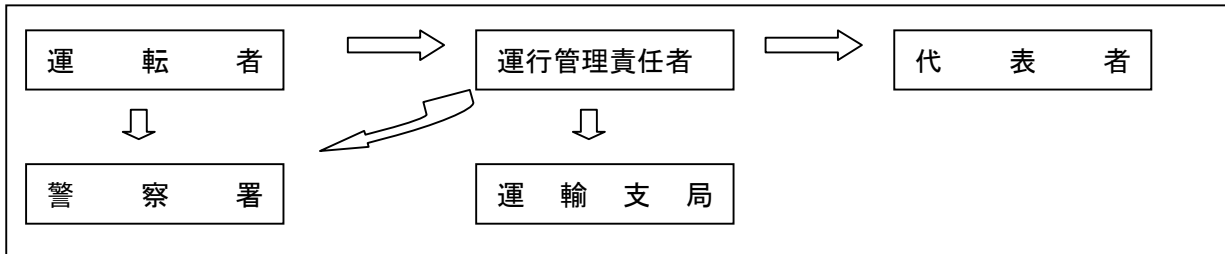
点呼場所	点呼実施者	日常点検の実施 場所	日常点検の実施 者	事業所と車庫間の距離及び連 絡方法

3. 事故防止及び旅客サービス等に対する指導教育及び事故処理の体制

(1) 旅客サービス・事故防止に関する指導教育方法及び計画

研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回 指導主任者 _____

(2) 事故処理連絡体制



4. 苦情処理体制

苦情処理 責任者 氏名 _____

苦情処理 担当者 氏名 _____

5. 有償運送許可後における一般乗用旅客自動車運送事業の営業所別車両数

営業所名	事業用 自動車	自家用自動車			合計
		普通	回転	特種	
合計					

中国運輸局〇〇運輸支局長 殿

宣誓書

1. 本申請に係る申請者が当社と契約して使用する車両について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含む）に
 加入しております。
 有償運送開始までに加入いたします。
2. 本申請に係る申請者が当社と契約して使用する車両については、申請者が使用権原を有しています。
3. 当該有償運送に係る対価は、当社が一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）で認可を受けた運賃及び料金を適用します。

上記に相違ないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

（旅客自動車運送事業者）
住所

氏名又は名称

印

代表者名

※ □欄は該当欄に☑（チェック）をすること。

